

第 518 回岡山地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和 7 年 11 月 28 日 (金曜日) 午後 2 時 55 分～

2 場 所 岡山市北区桑田町 1-36
岡山地方合同庁舎 3 階会議室

3 出席者 公益代表委員 片山 裕之
佐々木 裕子
西田 和弘
長谷川 珠子

労働者代表委員 日下部 雅淑
小橋 政次
高山 伸男
西崎 知佳
村上 達哉

使用者代表委員 石黒 和之
佐野 嘉郎
鶴海 元
錦織 勝輝
西谷 治朗

事務局 岡山労働局長 森 實 久美子
労働基準部長 政木 隆一
賃金室長 黒田 和美
賃金指導官 中本 弘一
監察監督官 諏訪 雅浩
労災補償監察官 木村 弘之

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第 518 回岡山地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は公開にて行いますが、傍聴の申込みはございませんでした。

定足数について御報告申し上げます。本日は、公益委員の岡山委員が現時点では出席されておりませんが、間に合いましたら遅れての御参加予定です。現時点ではほかの委員 14 名が出席されておりますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数である 3 分の 2 以上、又は、公労使各委員の 3 分の 1 以上の出席の条件を満たしておりますことを報告いたします。

本日御審議いただきます事項につきまして説明申し上げます。

- (1) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
 - (2) 特定最低賃金額審議について
 - (3) 今後の審議日程について
 - (4) その他
- でございます。

会長、よろしくお願ひいたします。

西田会長

皆様、お忙しい中、御出席ありがとうございます。

本日の審議会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんのがんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので非公開とします。

では、付議事項「(1) 岡山県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」について、事務局から説明してください。

黒田室長

事務局より説明させていただきます。資料No.1「特定最低賃金専門部会の審議状況（令和 7 年度）」を御確認ください。

今年度の岡山県特定最低賃金の審議にあたっては、設定されている 7 業種ごとに改正決定の必要性の有無の段階から専門部会を設置し、公労使により、それぞれの産業の実情を踏まえた丁寧な審議が行われました。

各専門部会での審議の結果、耐火物製造業、鉄鋼業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業の 6 業種につきましては、全会一致で「改正決定の必要性あり」で結審となりました。ただ、各種商品小売業については、資料No.2 の専門部会報告書のとおり、全会一致に至りませんでした。事務局からは以上です。

西田会長

ただ今、事務局から、改正決定の必要性の有無にかかる審議結果について説明がありました。説明のとおり、各種商品小売業は、全会一致の議決に至らなかつたとの報告書を部会長からいただいています。

各委員には報告書の写しが配布されておりますが、改めまして、各種商品小売業最低賃金専門部会の佐々木部会長代理から審議経過について報告をお願いします。

佐々木部会長代理

それでは、部会長代理の私から報告させていただきます。

各種商品小売業の専門部会は、必要性の有無にかかる審議を2回開催いたしました。

審議にあたっては、基礎調査結果等の関係資料、岡山県内の当産業の現状、労使双方の意見等に基づいて丁寧な議論が行われましたが、労使の間で意見の相違があり、全会一致に至らず、各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性ありとの結論に達し得なかつたとして決議されましたので、専門部会として報告書を提出することといたしました。以上です。

西田会長

ありがとうございました。

それでは、事務局から報告文を読み上げてください。

黒田室長

報告文を読み上げさせていただきます。

(報告文の代読)

西田会長

改正決定の必要性の有無については、2回にわたる専門部会において、丁寧な審議が行われ、専門部会報告に至ったものです。本日は、この専門部会報告を踏まえ、改めて本審において、各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議を行いたいと思います。

打合せ時間が必要でしょうか、それとも、すぐに御意見をお伺いしてよろしいでしょうか。いかがいたしましょうか。

西崎委員

少し時間をいただきたいと思います。

西田会長

では、少し取りましょうか。

10分か15分ぐらいだと思いますが、どのくらいお取りしますか。

(労使双方より10分必要との声)

西田会長

では、3時10分を目安に戻ってきていただくことにしたいと思います。

別室を用意しておりますので、打合せをお願いいたします。

(労使それぞれ別室にて打合せ)

(打合せ後、労使委員入室)

西田会長

それでは全体会議を再開します。

まず、労側委員の御意見をお願いします。

日下部委員

私から意見を述べさせていただきます。

専門部会の中で労側から伝えさせていただいたのは、採用競争も大変厳しく、各種商品小売業における有効求人倍率もずっと高止まりをしており、とにかく魅力ある産業にしようということで、優秀な人材の確保と定着が喫緊の課題であり、そのためには、特賃の引上げはとても重要であるという考え方をお伝えしました。

また、一昨年、使側の方から、賃金より福利厚生を充実させることにより魅力を高めるというお話があったため、正社員、パート共に、福利厚生よりも賃金に不安を覚えるといった組合員の声が多かったという意識調査結果をお伝えしました。

その後、使側から福利厚生の向上に向けたどのような対策をしたのかということを具体的に結果も含めて示していただきましたが、結果、回答のあった企業はある程度大きな組織の企業であります。各種商品小売業には本当に小さな企業が含まれています。賃金分が福利厚生に使われ、そして、拡大されたのかということに対して疑問を持った次第です。

そして、分かりやすく平等に上げるのは賃金であるべきであり、特賃であるという結論を踏まえ、労側からは、改正決定の必要性はありということで主張するところです。以上です。

西田会長

労側委員でどなたか補足がございますか。

(意見なし)

西田会長

では、次に使側委員の御意見をお願いいたします。

佐野委員

それでは御報告させていただきます。

使側の考え方として、昨年の状況を申し述べさせていただいておりまして、昨年、一昨年と2年連続で特定最賃が地域別最賃

を下回ったことを受け、慎重な議論を重ねた結果、岡山県における各種商品小売業の特定最賃の必要性については、必要性ありの結論に至りませんでした。

そういう状況の中で、本年、岡山県の地域別最賃が65円という過去最大の上げ幅になったところでございます。それを受けまして、専門部会において、先ほどありましたように、賃金だけではなく福利厚生面の働きやすさの充実なども改めて公労使により真摯な議論を行いましたが、特定最賃の優位性が急速に低下していることから、各種商品小売業における特定最賃につきましては必要性なしとの結論となりました。

なお、次年度につきましても専門部会において特定最賃の必要性について引き続き公労使で丁寧な審議を行い、認識の共有をすることは大変重要であると考えております。以上です。

西田会長

使側委員で補足などはございませんか。

(意見なし)

西田会長

委員の皆様、何か御意見等はございますか。

(意見なし)

西田会長

それでは、各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使の御意見を挙手により確認したいと思います。

特定最低賃金は労使のイニシアティブによるものと考えますので、公益委員は含まず、労使委員のみの挙手をお願いします。労使の御意見が一致しない場合は、全会一致の決議に至らず、改正決定の必要性なしという結論になります。

まず、岡山県各種商品小売業最低賃金の改正決定について、必要性ありと判断される方の挙手を求めます。

(労側委員5名が挙手)

西田会長

次に、岡山県各種商品小売業最低賃金の改正決定について、必要性なしと判断される方の挙手を求めます。

(使側委員5名が挙手)

西田会長

ただいまの結果、岡山県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無については、全会一致に至らず、改正決定の必要

性ありとはなりませんでした。

従いまして、ただ今の本審での審議結果を局長あて答申いたします。

事務局で答申文(案)を用意してください。

(答申文(案)を、各委員に配布し内容を確認してもらう)

西田会長

事務局で答申文(案)を読み上げてください。

黒田室長

答申文(案)を読み上げさせていただきます。

(答申文(案)の代読)

西田会長

ただいまの答申文(案)について各委員の皆さんには、御異議がありますか。

(異議なし)

西田会長

御異議がないようですので、(案)を取り、局長に答申することいたします。

(答申文を会長に手渡し、再度、内容を確認してもらう)

西田会長

番号は、「55号」です。

(会長より局長へ、答申文を手渡す)

西田会長

次に付議事項「(2) 岡山県特定最低賃金額審議」について、事務局から説明してください。

黒田室長

事務局より説明させていただきます。再度となります。資料No.1「特定最低賃金専門部会の審議状況(令和7年度)」を御確認下さい。

今年度は、各種商品小売業を除く6業種において、全会一致で「改正決定の必要性あり」との結論を得て金額改正審議に移行しました。その後の審議において、鉄鋼業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業の5業種につきましては、全会一致により引き上げ金額の答申をいただいております。耐火物製造業につきましては、公益委員見解に対し採決となり、使用者側委員が反対で

はありましたが、賛成多数により、資料No.3の専門部会報告書のとおり結審いたしました。事務局からは以上です。

西田会長

ただいま事務局から、各種商品小売業を除く6業種の特定最低賃金専門部会の審議結果について説明がありました。

説明のとおり、耐火物製造業は、全会一致の議決に至らなかつたとの報告書を部会長からいただいております。各委員には報告書の写しが配布されておりますが、改めまして耐火物製造業最低賃金専門部会の片山会長から、審議経過について報告をお願いいたします。

片山会長

それでは、部会長の私から報告させていただきます。

耐火物製造業の専門部会では、必要性の有無について、労使で慎重に議論を行い、全会一致で「必要性あり」との結論を得て金額審議に移行しました。その後、金額審議を3回開催し、11月10日に結審いたしました。

審議にあたっては、基礎調査結果等の関係資料、当該産業の岡山県内の現状、労使双方の意見等に基づいて議論が行われましたが、労使の間で一部意見の相違があり、意見の一一致に至りませんでした。このため、公益委員見解として、引上げ額48円、引上げ後の特定最低賃金額1,074円を提示いたしました。この公益委員見解に対して採決を行い、使用者側委員の出席者3名全員が反対ということで全会一致には至りませんでしたが、審議会令第6条第6項で準用される審議会令第5条第3項の規定により、過半数の委員、部会長を除く8名中5名の賛成で公益委員見解どおり決議されました。よって、時間額1,074円、引上げ額48円、発効日、法定どおりをもって専門部会として報告書を提出することといたしました。

西田会長

ありがとうございました。

それでは事務局から報告文を読み上げてください。

黒田室長

報告文を読み上げさせていただきます。

(報告文の代読)

西田会長

ただ今の報告について質疑・意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

西田会長

それでは、この報告に基づいて本審議会として答申することに賛否を求めるにしますが、よろしいですか。

(同意する声)

西田会長

あらかじめ打合せの時間は必要ですか。

(労使より不要との声)

西田会長

よろしいですか。

それでは、挙手により賛否を求めるにします。

これにつきましては、金額審議でございますので、公益も含めて挙手をお願いいたします。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(会長を除く公益委員3名、労側委員5名、合計8名が挙手)

西田会長

反対の方は、挙手をお願いします。

(使側委員5名が挙手)

西田会長

それでは、「賛成」とした委員8名、「反対」とした委員5名で、過半数の委員が「賛成」ですので、報告書を基に答申いたします。事務局で答申文(案)を用意してください。

(答申文(案)を、各委員に配布し内容を確認してもらう)

西田会長

それでは、事務局で答申文(案)を読み上げてください。

黒田室長

答申文(案)を読み上げさせていただきます。

(答申文(案)の代読)

西田会長

ただいまの答申文(案)について各委員の皆様、御異議がありますでしょうか。

(異議なし)

西田会長

御異議がないようですので、(案)を取り局長に答申することいたします。

(答申文を会長に手渡し、再度、内容を確認してもらう)

西田会長

番号は、岡賃審第 56 号です。

(会長より局長へ、答申文を手渡す)

黒田室長

答申を頂きましたので、局長より御挨拶を申し上げます。

森實局長

本日は大変お忙しい中、審議会に御出席いただきありがとうございます。

本年度におきましても、地域別最低賃金に引き続きまして特定最低賃金各専門部会において大変御苦労をおかけしましたけれども、丁寧に御議論いただきましてありがとうございました。おかげさまで、本日、6 業種の特定最低賃金について金額改正の答申をいただくことができました。改めまして、御協力に感謝申し上げます。

今後、改正金額の発効に向けまして事務処理を速やかに進めてまいりたいと考えております。

また、賃金引上げについての機運醸成、また、賃金の引上げをしやすい環境整備に向けての支援策につきまして、周知、それから利用促進について一層取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きの御協力、御支援をお願いいたします。

本日はありがとうございました。

西田会長

今年度の特定最低賃金の審議につきましては、各専門部会で改正決定の必要性の有無の段階からそれぞれの産業の実情を踏まえ、丁寧かつ真摯に議論を行っていただきました。労使のイニシアティブによる意見調整が積極的に図られたと考えております。各専門部会の委員の皆様に御礼申し上げます。

続きまして、今後の審議日程について、事務局から説明して下さい。

黒田室長

今後の審議日程について、御説明いたします。

先ほど会長より岡山労働局長あて耐火物製造業最低賃金改正に係る答申をいただきましたので、本日異議の申出に係る公示を行います。公示期間は、12 月 15 日（月）までとなります。発効日につきましては、法定発効として最短で令和 8 年 2 月 4 日（水）となります。

また、これまでに全会一致で答申をいただきました鉄鋼業、電気機械器具製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、この 3

業種については、異議の申出はありませんでした。一般機械器具製造業、自動車・同附属品製造業は、現在、異議申出期間中になります。本日答申をいただきました耐火物製造業と併せて異議の申出があれば審議会を開催することとなりますので、その場合は、改めて日程調整をさせていただきます。

西田会長

その他、委員の皆様から何かありますか。

(特になし)

西田会長

事務局から何かござりますか。

黒田室長

資料No.4の方に「重点支援地方交付金」に関する資料を入れさせていただいております。こちらについて、基準部長より説明をさせていただきたいと思います。

政木部長

私からは、先週、閣議決定されました総合経済対策を受け、重点支援地方交付金が拡充されましたので、その状況について御説明いたします。

資料4を御覧ください。最初に総合経済対策の賃上げ関連部分の抜粋をつけております。

まず、基本的な枠組みとして黄色のマーカー部分ですが、「賃上げ促進税制を活用できない赤字の中小企業・小規模事業者に対しても賃上げを可能とする環境を整備する。価格転嫁対策の徹底や中小企業の稼ぐ力の強化、省力化投資支援等に加え、「重点支援地方交付金」の拡充を通じて、中小企業・小規模事業者が賃上げや設備投資に踏み出せる環境を整備する。」とあります。

次に2ページ目を御覧いただきたいのですが、「賃上げ環境の整備」の項目を見ますと、「適切な価格転嫁と生産性向上支援等によって、最低賃金の引上げを可能とする環境整備を進めていく。「重点支援地方交付金」を拡充し、中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の生産性向上等を図るための特別な対応を含め、地方公共団体による、賃上げを行う中小企業・小規模事業者に対する地域の実情に合った支援を後押しする。」とされております。

そして、3ページ目の資料は、総合経済対策における賃上げのための政府の取組をまとめたものになりますが、このうち赤枠で囲った部分の「重点支援地方交付金」が今回拡充されましたのでこれについて御説明します。

4ページを御覧ください。

初めに、重点支援地方交付金について簡単に説明しますと、これは令和5年度から始まったもので、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対し、地方公共団体が様々な支援を行うことを目的とした国の交付金となっております。

この交付金には、生活者支援用と事業者支援用の2つの大きな項目があり、それにいくつかの推奨事業メニューというものがあり、今回拡充したのが、生活者支援枠の「①食料品の物価高騰に対する特別加算」と事業者支援枠の「①中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備」の2つのメニューが新設されております。

次のページに2つの新設メニューについての説明があります。食料品高騰に対するメニューは、いわゆるお米券の配布などでございます。

次に、賃上げ環境整備メニューにつきましては、真ん中にあるように、例えば山形県の収益向上に係る設備投資への補助ですか、群馬県の賃上げをした場合に労働者1人あたりに給付金を支給する、というような内容が対象となっております。

もう少し踏み込んだ説明で、最後の6ページに群馬県の取組だとか、佐賀県の事業の拡充などといったものが参考事例として載っていますので、御参考ください。

この重点支援地方交付金ですが、こちらの額の決定については、各地方の人口、物価上昇率、財政力などを基礎に国からの交付金額を算定しておりますが、今回の最低賃金の目安を上回った場合についてもこの金額の算定に影響するものと思われます。

今後の動きについては、まだ補正予算が国会で審議中ではありますか、すでに国から地方自治体の方に早期事業化の検討をお願いしているところであります。現在、岡山県の方でも事業について検討している段階のことですので、当局としましても岡山県の動きを注視していきたいと思います。

重点支援につきましては以上です。

西田会長

何か御意見はありませんか。

石黒委員、いかがですか。

石黒委員

まだよく分からぬ段階なので。

期待して待っておきます。

鶴海委員

仮に5%以上上げましたといつても1年のことでね、その翌年にはなくなるんだから、その分の負担は絶対中小零細には来るんですよね。そこがどうにかなればいいのですけどね。

西田会長

結局、地方自治体によって大分ばらつきが出るということですね。やり方については。

なんかすっきりしないものがあるのですが。ナショナルスタンダードというのではないですね。

ほかにはよろしいでしょうか。

(特になし)

西田会長

それでは、これをもちまして、第 518 回岡山地方最低賃金審議会を終わります。

皆様お疲れ様でございました。